（第1回）契約変更の内容

契約変更年月日	令和　6年　9月19日
契約業者名	扶桑電通（株）
契約業者の住所	中央区築地５－４－１８　汐留イーストサイドビル
工事の名称	Ｒ５荒川上流ネットワーク設備設置工事
工事場所	埼玉県川越市新宿町３－１２　荒川上流河川事務所外８箇所
工事種別	通信設備工事
工事概要	本工事は荒川上流河川事務所及び出張所において無線ＬＡＮアクセスポイント装置の新設及びＬ３－ＳＷの更新等を行うものである。また、自治体向けネットワーク装置の導入及び更新を行うものである。 ネットワーク設備　１式 無線ＬＡＮｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ新設　２２台（２台増） １０Ｇｂｐｓインタフェース　２枚 自治体向けネットワーク装置の導入及び更新 Ｌ３－ＳＷ新設　１台 Ｌ３－ＳＷ更新（支給品）　４台 １Ｇｂｐｓインタフェース　３枚 ｼｽﾃﾑ･ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ　１式 配線工　１式
工期（自）	令和　6年　4月　8日
工期（至）	令和　6年　9月30日
変更前の契約金額	６３，８００，０００円（税込み）
変更金額	＋　１７，３８０，０００円（税込み）
変更後の契約金額	８１，１８０，０００円（税込み）
変更理由	１．ネットワークの伝送容量増速（１０Ｇｂｐｓ化） 荒川上流河川事務所－西浦和出張所の伝送容量を増速（１０Ｇｂｐｓ化）するため、機器数量及び設置工について数量変更（増）を行う。 ２．自治体向けネットワーク装置の導入 各自治体・関係機関に対し、河川情報データ及びＣＣＴＶ映像データを配信している本設備について、吉見町役場への導入を行う。その対応として本工事でネットワーク装置の導入を行うため、機器数量及び設置工について数量変更（増）を行う。 ３．自治体向けネットワーク装置の更新 各自治体・関係機関に対し、河川情報データ及びＣＣＴＶ映像データを配信している本設備について、さいたま市、朝霞市、東松山市、西浦和出張所に設置しているネットワーク装置の老朽化対応として本工事で機器更新を行うため、機器数量及び設置工について数量変更（増）を行う。 ４．無線ＬＡＮアクセスポイント増設 入間川出張所と熊谷出張所の会議室において、無線ＬＡＮアクセスポイントを追加で設置するため、機器数量及び設置工について数量変更（増）を行う。 ５．システムインテグレーション追加 ＩＰ伝送装置の機器数量の増設に伴い、システムインテグレーションについて数量変更（増）を行う。 ６．本局側設備の無線ＬＡＮ設定 無線ＬＡＮ設備を稼働するにあたり、本局側設備に対して設定作業の必要が生じたため、数量変更（増）を行う。 ７．電気通信設備工事積算合理化調査（試行歩掛実態調査） 本工事が電気通信設備工事積算合理化調査（試行歩掛実態調査）の対象工事となり、共通仮設費について調査費を計上するため、数量変更（増）を行う。 ８．工期は元設計どおりとする。